

理事選出に関する細則

第1条 日本デフバスケットボール協会定款 16 条にもとづき理事の選任手続きは、この細則に定めるところによる。

第2条 理事選出に関わる業務は、非会員が行うこととし、選挙管理委員会を設立して執り行う。

(理事の選出方法)

第3条 理事の選出は正会員による選挙で選出する。

(候補者名簿の構成)

第4条 選挙に先立ち、理事候補者（正会員）の名簿を以下のように作成する。

1. 前理事はすべて、理事候補者名簿の一部となる。「名簿 A」とする。名簿作成時に、理事を辞退する意思を表明したものは、理事候補者名簿から削除する。
2. 正会員の推薦により上記候補とは別に候補者名簿を作成する。「名簿 B」とする。
3. 「名簿 A」と「名簿 B」を合わせ、最終理事候補者名簿とする。「名簿 C」とする。

(選挙の方法)

第5条 選挙は以下のように行い、理事候補者を選出する。

1. 正会員は、理事候補者名簿（「名簿 C」）から、次期理事として適当と認められる候補者を適当な人数を選び、印を付ける。必ず最低 1 名は印を付ける。
2. 票を集計し、得票数の上位 3 名または過半数超の得票数を得たもので得票数の上位から並べ、上位の決められた数までの候補者を理事として選出する。
3. 何名の理事を選出するかは理事会によって定める。ただし、前項による当選者数が定めた人数に満たない場合、理事会と選挙管理委員会が協議し、必要人数に達するまで当選を認めることができるものとする。

(理事長指名による選出)

第6条 新たな理事会で選出された新理事長は、理事会が協会運営上必要と認めた場合、理事会の議決をもって新たに理事を指名することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、選挙管理委員会委員長が別途定める。

(附則)

この細則は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

理事選出に関する細則に基づき、選挙管理委員会は以下のとおり実施規定を定め、理事選出選挙を実施する。

2017 年度理事選挙実施規定

1. 今回の選挙権及び被選挙権は 2016 年度に当協会に協会の登録をした者（以下、「正会員」とする。）とし、それ以外の者は如何なる理由があっても当該選挙に参加することはできない。

2. 「名簿 B」の作成

①3 月上旬に選挙の方法について会員に周知すると同時に名簿 A に載せられた候補者以外の立候補者を受け付ける。

②立候補については、自薦による立候補の場合、立候補者は自らを推薦し、自身以外に 5 名以上の推薦者を集めることが条件となる。この場合、推薦者は正会員のみとする。

③他薦による立候補者擁立の場合、推薦責任者を一人定め、推薦責任者以外に 5 名以上の推薦者を集めることが条件となる。この場合推薦者は正会員のみとする。

他薦による立候補の届出のあった場合、選挙管理委員会は立候補者に意思を確認し、その時点で立候補者が辞退を表明した場合は立候補を受け付けない。

④「名簿 B」には、自薦・他薦の区別と、推薦者人数が分かるようにする。

⑤推薦者は、自分の所属チーム、氏名を明らかにし、何名でも推薦できる。締め切りを 3 月中旬とする。なお、推薦した者は推薦した立候補者以外にも投票することができる。

⑥この規定に当てはまらない推薦・立候補の適否については、その都度、選挙管理委員会が判断する。

⑦選挙管理委員立ち会いの下に、推薦者の多い順にならべ、「名簿 B」を構成する。

3. 「名簿 C」の作成

①名簿 A と名簿 B を合成し、50 音順にならべ、「名簿 C」を作成する。

②投票に際して、地域バランスの配慮が可能なように、所属チームおよび所在地を明記した名簿とする。

③投票の手順②の「名簿 C」にもとづき、投票用紙（各候補者の名前の上に、丸印を付けられる欄を設ける）を作成する。

4. 前項「投票用紙」と第②項「名簿 C」に立候補者のデフバスケットボールに対する主張等の文章がある場合はその文章を名簿に加え、3 月中旬にすべての正会員に配布する。

5. 正会員は、投票期間中に投票用紙に記載された次期理事候補者について、1 名以上丸印を付けて投票する。

6. 投票用紙を、3 月下旬に実施される定期総会開催日までに選挙管理委員会が回収し、すぐに選挙管理委

員立ち会いの下に開票、集計する。

細則のとおり、得票数の上位 3 名または過半数超の得票数を得たもので得票数の上位から並べ、上位の決められた数までの候補者を理事として選出する。なお、同順位の者が複数だった場合は、選挙管理委員会による公正な抽選で決定する。ただし、当選者数が理事会の定めた人数に満たず、今後の理事会運営に支障が出ると判断した場合、理事会と選挙管理委員会が協議し、選挙管理委員会が必要人数に達するまで得票数の多い順に当選を認める場合がある。

7. 上記の日程は目安とし、運営および理事選出に差し障りのない範囲内で調整することができる。また、上記以外の理事選出の運営の詳細については、選挙管理委員会に一任する。